

まち

市の将来が

あなたの一票に

投票日は**4月9日(日)**、

投票時間は**午前7時から午後8時まで**です。

※一部の投票所では、繰り上げされます。

投票箱

投票できる人は

昭和61年4月10日以前に生まれ、平成18年1月1日以前に転入届をした人（選挙人名簿登録者）で、引き続き市内に住んでいる人が投票できます。

※投票日まで市外に転出すると、投票できません。

投票所入場券は世帯主へ

投票入場券は、世帯主あてに郵送します。1枚のはがきと同一世帯員につき3人分の入場券

を印刷しています。それぞれ自分の名前が記入されている入場券を切り取って投票所へ持参してください。

なお、入場券を当日持参されなかった場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できます。投票所で入場券を再発行しますので、投票所で申し出てください。

投票日に都合の悪い場合は期日前投票を

投票日に仕事、旅行などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

※印鑑は不要です。

〈期日前投票ができる期間〉

4月3日(月)～8日(土)

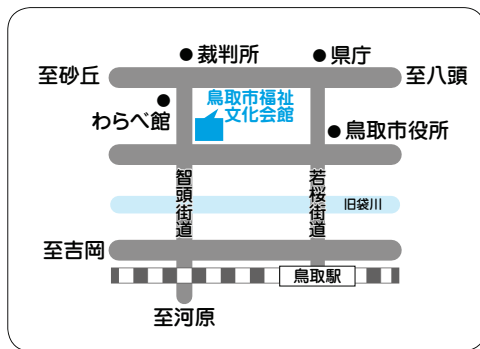
〈期日前投票ができる時間〉

午前8時30分～午後8時

〈期日前投票ができる場所〉

福祉文化会館3階会議室、または各総合支所（用瀬地域は、用瀬地区保健センター）

※今回の選挙から、市内9カ所に設置する期日前投票所であれば、どこでも投票できます。



病院、老人ホーム、市外からの投票

不在者投票の指定を受けている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所している人は、その施設で不在者投票することができます。詳しくはそれぞれの

施設に問い合わせてください。

また、投票日に市外に滞在して投票所に行けない時は、不在者投票の期間内（期日前投票と同じ）に滞在地の選挙管理委員会へ不在者投票ができます。この場合、あらかじめ、鳥取市選挙管理委員会へ投票用紙などの請求をする必要があります。

郵便による自宅からの投票

郵便投票証明書の交付を受けている人は、4月5日(水)までに鳥取市選挙管理委員会に対して郵便投票の請求をすれば、自宅へ郵便投票をすることができます。

〈郵便投票証明書交付の要件〉

身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人が、選挙管理委員会へ申請することにより交付されます。対象となる障害は次のとおりです。

■身体障害者手帳の交付を受けている人

▽両下肢、体幹、移動機能（1、2級）▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸（1、3級）▽免疫障害（1～3級）